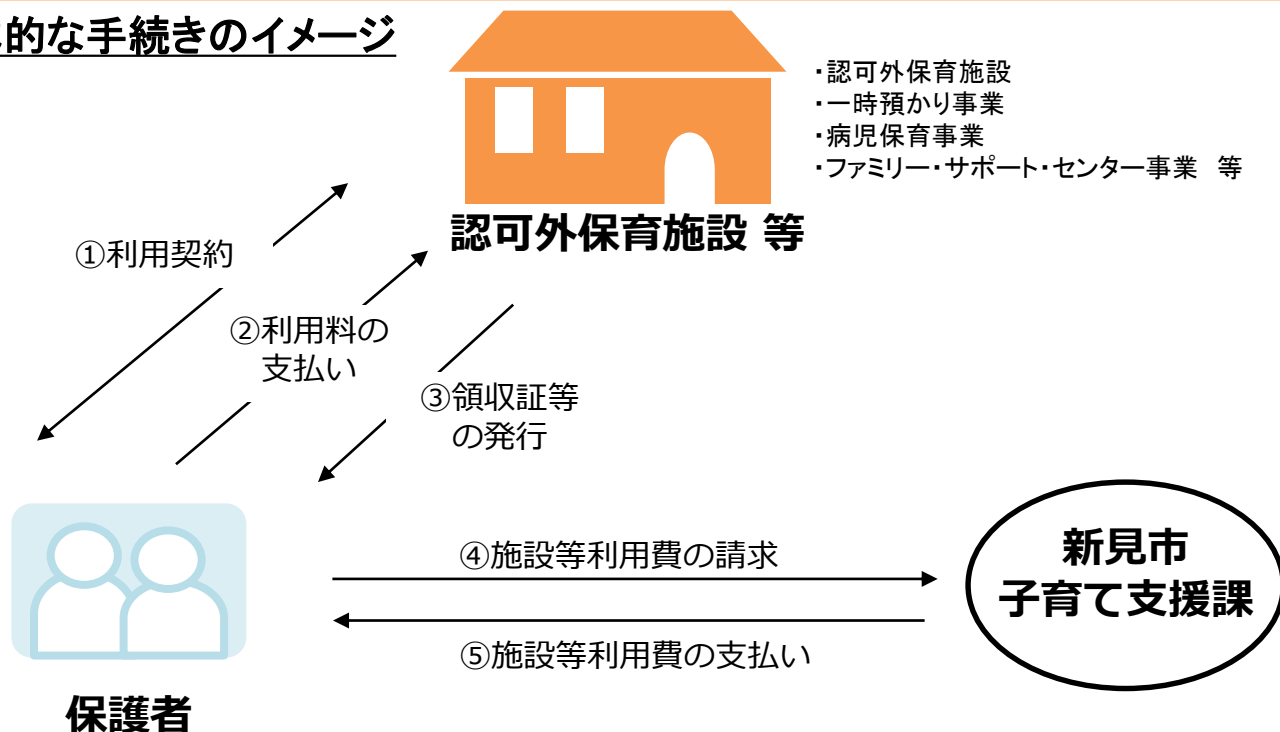


施設等利用費の請求・給付に伴う手続きについて

基本的な手続きのイメージ



○対象者・利用料

3歳になって初めての4月から小学校入学までの間の子どもは月額上限37,000円まで、0歳から3歳になって最初の3月31日までの間の市民税非課税世帯の子どもは、月額上限42,000円までの利用料が無償となります。

○対象となる施設・事業

・認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 等

○手続きの流れ

*施設等利用費の給付は、保護者からの申請が必要ですので、申請書類を子育て支援課へ提出してください。

- ◆保護者は、これまで通り、各施設・事業へ利用料を支払う。
 - ↓
 - ◆各施設・事業は保護者へ利用料の領収証等を発行する。
 - ↓
 - ◆保護者は、市へ施設等利用費の請求手続き(領収証等を添付)をする。
 - ↓
 - ◆市は保護者に施設等利用費を支払う。

* 上記の図「基本的な手続きのイメージ」をご参照ください。

(裏面へ続く)

○提出書類

①・・・施設等利用費請求書(償還払い用)

②・・・①の添付書類

※下記は事業者が発行する領収書等となります。

- ・特定子ども・子育て支援提供証明書
- ・特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証
- ・援助活動の報告(ファミリー・サポート・センター利用時)

○給付の対象となる施設等利用費

- ・実費として徴収される費用(行事費等)を除いた施設等利用費。

○請求・給付について

- ・認可外保育施設等を複数利用している場合は、これらの利用料を一括して申請することが可能です。
- ・複数の月の利用料をまとめて請求することも可能です。
- ・ただし、利用から2年を経過すると請求できなくなりますので、ご注意ください。
- ・無償化の対象となる認可外保育施設等は、市町村の確認を受けている施設のみとなります。

《注意事項》

- ・施設等利用給付認定は、年度毎に申請していただく必要があります。該当される方は毎年、申請の手続きをしていただきますようお願いいたします。
- ・認定後、就労状況等に変化があった場合は、子育て支援課へご連絡ください。変更手続きが必要となる場合があります。

*ご不明な点がございましたら、子育て支援課までお問い合わせください。



[問い合わせ先]

新見市福祉部

子育て支援課

電話(0867)72-6115